

「特別支援教育就学奨励費」のお知らせ

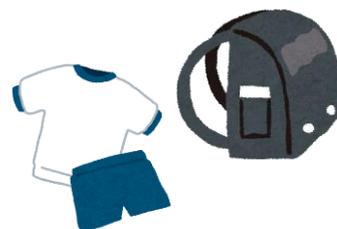
大阪市立の小・中学校の特別支援教育にかかる保護者の経済的負担を軽減するために、学用品費や給食費の一部を支給する制度です。

児童生徒が特別支援学級（ひまわり学級やなかよし学級等）に在籍している場合や、児童生徒が身体障がい者手帳や療育手帳をお持ちの場合等に申請することができます。

※制度の詳しい「お知らせ」や「申請書」は、5月頃に学校からお配りします。

ランドセルや標準服（制服）の領収書を捨てないでください！

申請には、対象用品の領収書やレシートが必要です。
支給対象となる学用品や通学用品は次のとおりです。
令和2年4月1日から令和3年7月31日までの
領収書等が対象です。



標準服（制服）、体操服、ランドセル、カバン、水筒、上履き、雨傘、
通学靴、文具類（ノート、鉛筆等）、書道セット・絵具セット等の
教具類など

※学習机、電動鉛筆削り器など、主に家庭で使用するものは対象外です。

※「特別支援教育就学奨励費」とは別に、経済的にお困りの方へ、給食費や学用品費などを援助する「就学援助」があります。
就学援助に認定された方へ支給される「入学準備補助金」には領収書は不要です。

《お問合せ先》

学校運営支援センター事務管理担当（就学支援グループ）
電話：06-6115-7641